○山井委員　四十分間、健康保険法を中心に質問させていただきたいと思います。

この健康保険法に関しては、私も、特に外国人に対する医療について非常に関心を持っております。

といいますのは、ここに持ってまいりましたけれども、去年来、技能実習生の方々が、最低賃金割れ、長時間労働、また自殺、そういう命を落とされたり、非常に劣悪な処遇で働いているということが問題になりまして、そのことを私もここで根本大臣に、ぜひ未払い賃金を払ってほしいとか、外国人の方々にも日本人同等あるいはそれ以上の労働環境をぜひとも手厚く保障してほしいというお願いをさせていただいたと思います。

その調査報告が先週金曜日に出てまいりました。残念ながら、非常にずさんな調査だと言わざるを得ません。

そして、その中で、外国人技能実習生の労働環境が非常に悪い、労災の確率も非常に高くて、二階から落ちて骨折したとか、カキの養殖で、もりで目を突いたとか、あげくの果てはカキの養殖でボートから落ちて死んでしまったとか、外国人技能実習生の方々が必要な治療、医療を受けられない、そういうふうな問題も起こっております。

そういう意味では、健康保険法の議論をする大々前提として、技能実習生の方がそもそも十分な医療を受けられているのか、人間らしい労働条件で働けているのか、そのことの議論を、きょうは初日ですので、させていただきたいと思っております。

もちろんそれをメーンに質問したいと思うんですが、その前段で、塚田国土交通副大臣にもお越しをいただいております。

塚田国土交通副大臣におかれましては、今も内閣委員会で、安倍総理入りの幼児教育無償化の法案審議の中で、今回のそんたく発言について初鹿議員と質疑をされたと承知をしております。そして、安倍総理もその答弁の中で、塚田副大臣には、本人が説明すべきだという答弁をされておられますので、そういう意味では、内閣委員会でもこの議論をされておりますので、この厚労委員会でも引き続きさせていただきたいと思います。

まず、観光担当と聞いておりますけれども、技能実習生、宿泊とかそういうことにも技能実習生は多く受入れが想定されておりますけれども、受入れの見通しと、宿泊業の技能測定試験の応募状況、そして予想どおりの人が集まりそうなのか、あるいは集まりにくそうなのか、そういうことについて、現状認識を塚田副大臣にお聞きしたいと思います。

○塚田副大臣　まず冒頭、私の、四月一日の会合で事実と異なる発言をいたしましたことにより、大変多くの皆様に多大なる御迷惑をおかけいたしました。改めて、その発言を撤回し、国民の皆様に謝罪を申し上げたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

御質問のございました宿泊分野における向こう五年間の受入れ人数といたしましては、最大二万二千人を見込んでいるところでございます。また、宿泊分野の試験実施主体である一般社団法人宿泊業技能試験センターからお伺いしているところでは、本日現在、宿泊分野の技能試験の応募状況は七百五十九名となっております。宿泊分野においては、年二回程度の技能試験を予定しており、また、初年度に千人程度の外国人材の受入れを見込んでおります。

今後も、宿泊業におけるニーズをきめ細かく把握しながら受入れを行ってまいりたいと思います。

○山井委員　これは、宿泊や観光に技能実習生が入ってくるということで、日本人の雇用やまた労働条件にどういう影響が出るのか、一歩間違えば悪影響が出るのではないか、そんなことについても質問したいんですけれども、今、冒頭、塚田副大臣からおわびがありました。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、虚偽の発言をされたわけですか。どういう発言をされて、どういう発言を撤回されたんですか、ちょっと御説明ください。

○塚田副大臣　四月一日の福岡県におきます会合におきまして私が下関北九州道路の関係で発言をいたしました内容につきましては、事実と異なる内容でございましたので、その点を撤回させていただき、謝罪をさせていただきました。まことに申しわけございません。

○山井委員　事実と異なる発言ということですが、ここに、発言された内容を私は聞いておりますが、参議院の

自民党の吉田幹事長、吉田先生が私の顔を見て、塚田、わかっているなと言ったということを発言されているんですね。ここに議事録があります。

そうしたら、参議院の吉田博美幹事長が私の顔を見て、塚田、わかっているなとおっしゃったということは事実なんですか。これがうそだったわけですか。

○塚田副大臣　吉田幹事長の御発言ということで私が引用しました点全てについて、事実ではございません。間違った、事実と違う発言を申し上げてしまいました。まことに申しわけございません。

○山井委員　いや、ちょっと理解がしづらいんですけれども。

確認しますが、そうしたら、選挙演説でおっしゃったんですよね、四月一日に。吉田先生が私の顔を見て、塚田、わかっているなと言ったという、これは、事実無根のうそをおっしゃったということですか、選挙応援で。

○塚田副大臣　事実と異なる発言をいたしてしまいました。まことに申しわけございません。

○山井委員　本当に私も、外国人の人権を守るためにいろいろな質問を山のようにきのうの晩遅くまで準備して用意してきたんですけれども、結局、安倍内閣の副大臣が簡単に選挙演説で、いや、うそをついたんですよという話ではこれは終わらないと思うんですよね。やはり丁寧にそこは説明してもらわないと、内閣の一員の方がそんな簡単に選挙応援で、いや、うそをついたんですと言って、じゃ、うそをついて選挙応援をして回っているのかということになりますからね。

もう一回言いますよ。ということは、吉田博美幹事長、先生が私の顔を見て、塚田、わかっているなとおっしゃったという事実はあったんですか、なかったんですか。

○塚田副大臣　その事実はございません。

○山井委員　不思議なんですけれども、事実がないんだったら、これは、作り話をされて選挙演説でおっしゃったんですか。なぜ事実じゃないことをおっしゃったんですか。

○塚田副大臣　結果として事実と異なることを発言しましたのは、私の不徳のいたすところでございます。まことに申しわけなく、おわびを申し上げる次第であります。

○山井委員　私も別に謝ってくれと言っているわけじゃないんですけれども、なかなかすとんと納得できないんですよ。

選挙演説というのは我々にとって大事ですからね、心を込めて。おまけに、お立場は国土交通副大臣ですよ。重みがあるんです。その方が、根も葉もない話を思いつかれて選挙演説でされたということですか。それとも、この吉田博美先生が私の顔を見て、塚田、わかっているなと言ったけれども、表現が違って、ほかの似たようなことはおっしゃったんですか。それとも、全く根も葉もない作り話をされたということですか。もうちょっと丁寧に言ってもらわないと。事実と異なるとおっしゃっても、普通、事実と異なる発言なんか副大臣が選挙演説でしませんから。

○塚田副大臣　下関北九州道路に関します御要望については、吉田参議院議員、自民党幹事長よりお受けをした事実はございますが、そのときにそういった発言は一切ございませんでした。私がその御要望をお受けしたという事実の中で、そのような発言があったという事実と違う発言をしてしまったということが、私が今、撤回をし、おわびを申し上げていることでございます。

○山井委員　ということは、吉田博美幹事長からは、塚田、わかっているなという表現ではなかったけれども、要望は受けていたんですね、この道路に関しては。それはお認めいただけますか。

○塚田副大臣　この当該事業に関する御要望については、吉田参議院議員からお受けしたことはございます。

○山井委員　いつ、どこで、どういう形でお受けになりましたか、それは。

○塚田副大臣　平成三十年十二月二十日でございますが、吉田参議院議員が、私の副大臣室だったと思いますが、御要望に来られまして、当該事業についての御説明をされたということでございます。

○山井委員　御説明をされたというか、要望をされたわけですよね。うなずいておられます。そのときに、塚田、わかっているなという発言をされたんですか。

○塚田副大臣　御要望をお承りしたことは事実でございますが、先ほど申し上げた、塚田、わかっているなという趣旨の発言はございませんでした。私がそこは事実誤認で発言をしたということでございます。

○山井委員　でも、事実誤認って、おっしゃっていないことをおっしゃったとおっしゃった。

それで、続きに、これは総理と副総理の地元の事業だよ、俺が何で来たかわかるかと。私は物わかりがいい、すぐそんたくします、わかりましたと。総理とか副総理はそんなことは言えません、私はそんたくしました、この事業を再スタートするには国の調査を引き取らせていただくと、具体的にやりとりを説明されているんです。

これは総理と副総理の地元の事業だよ、これは、吉田博美参議院幹事長は塚田副大臣におっしゃったんですか。

○塚田副大臣　今委員がお読みになられました文脈の御発言は、吉田参議院議員はされておりません。私がそれを誤って、私の発言として、事実と違うことを発言いたしました。申しわけございません。

○山井委員　いや、これはちょっとにわかに信じがたいんですけれども。

そうしたら、根も葉もないことを選挙演説で塚田副大臣はおっしゃったということですか。根も葉もない作り話をつくり上げて選挙演説でおっしゃったということですか。

○塚田副大臣　御要望をいただいたということは事実でございますが、そうした発言はなかったわけでございます。

したがいまして、私が発言を誤って事実のように伝えてしまったということは、全て私の責任でございます。まことに申しわけございません。

○山井委員　これはかなり具体的におっしゃったので、誤ったというふうに私たちはすんなりとは理解しないんですけれども。

全ての国会議員が地元の公共事業のこととかさまざまな運動はしますが、当然、私たちの理解としては、与党、野党関係なく、優先順位が一番高い最優先の事業に調査費や予算がつくんだというふうに理解しているんですけれども、こういうふうに、参議院の自民党の幹事長が要請したからついたとか、総理と副総理の地元の事業だから私がそんたくしましたということを公の選挙演説で公式に言われると、これは本当に私たちも、ああそうですかとは言えないんです。

そうしたら、吉田博美幹事長が要望されたからこの調査費、予算は今年度予算についたと理解してよろしいですか。

○塚田副大臣　当該下関北九州道路につきましては、平成二十年より、福岡、山口県、北九州市などによって道路のルートや構造、整備手法について調査が実施されており、三月八日には下関北九州道路調査検討会が開催され、調査検討の取りまとめがされたと承知をしております。

その調査結果を踏まえて、国土交通省の道路局におきまして、国としての個別路線の概略の構造やルートにかかわる調査を実施することの必要性が高いと判断し、関係省庁と協議の上で、直轄調査に着手することといたしました。そのように理解をしております。

したがいまして、私がそんたくをしたという事実もございませんし、吉田幹事長の発言によってそれが決定したという事実もございません。申しわけございません。

○山井委員　これはちょっと、発言されたのは吉田博美自民党参議院幹事長となっていますので、吉田幹事長の話も聞かないとだめだと思いますが、にわかに、根も葉もない話を塚田副大臣がおっしゃるとは、私たちはそう簡単には理解ができません。

では、この道路が安倍総理と麻生副総理の地元の事業だという認識はありましたか、塚田副大臣。

○塚田副大臣　先ほどの私の答弁におきまして、平成二十九年というところを二十年と申し上げたというふうに承知いたしております。まず、平成二十九年よりでございますので、訂正をさせていただきます。

当該下関北九州道路に関連する地域が安倍総理、麻生副総理の御地元に関係があるということについては認識をしておりました。

○山井委員　これは十一年前から凍結されているんですけれども、ということは、安倍総理の地元、麻生副総理の地元の事業だということと、凍結されていたのが今年度予算で解除されたということは関係していますか。

○塚田副大臣　先ほど御答弁をいたしましたが、下関北九州道路調査検討会の開催をされた調査結果を踏まえまして国土交通省としてそれを判断したということで、安倍総理、麻生副総理の地元ということには関連性はございません。

○山井委員　覆水盆に返らずというか、もう公の場で総理と副総理の地元の事業だからそんたくして予算をつけましたとまでおっしゃっているわけですから、今さら関係がありませんと言われても私たちは納得できませんし、昔、越智金融再生委員長が、結局、金融問題の検査について、検査の仕方がきついとかあったら、どんどん直接おっしゃってください、書類かなんか渡してもらったら、彼が私のところに来たら最大限考慮しますから、それはとおっしゃって、越智委員長も辞任をされているんです。

やはり、公正公平であるべき政府なのに、そういうふうに大物の自民党の参議院幹事長とか、総理とか副総理の地元だからとか、そういうことで国民の大切な予算配分が決まっているとしたら、本当に、今年度の予算でも、漏れている大切な道路の予算とかはいっぱいあると思うんですよね、国民として納得できないし、ということは、今年度の予算というのは、道路とか、そんたく予算ですか。副大臣が総理や副総理のことをそんたくして、そんたくの予算を組んで、利益誘導の予算を組んで、そのことを選挙で言って票を集めてくる、そんなことは、私は、国民は許さないと思います。

これは、塚田副大臣、うそでした、取り消しますでは、私たちは信用もできないし納得もできないし、今後、塚田副大臣がされる発言、される行為は色眼鏡で見られてしまうと思います。越智委員長は辞任をされました。

国土交通省というのは災害対策も含めて非常に重要な役所で、国土交通行政というのは大切です。そういう意味では、うそのことを選挙応援で言って票を集めようとした、やはりこれは国土交通副大臣としては不適切だと思うんです。職を辞するべきだと思いますが、いかがですか。

○塚田副大臣　私の事実と異なる発言によりまして行政の信頼性をゆがめることになりましたことについては、大変に申しわけなく思っております。

昨日、菅官房長官、石井国土交通大臣に、私より、事実と異なる旨、撤回をさせていただき、謝罪をしたということを御報告いたしました。それぞれ、厳重注意を頂戴いたしまして、しっかりと説明責任を果たしていくように指示をいただいたところでございます。

私は、このことを説明責任を果たすことによってしっかりと職務を全うしてまいりたい、そのように考えている次第であります。

○山井委員　私がどうしても納得できないのは、そうしたら、塚田副大臣としては、選挙応援は、うそをついて、自分たちの力で予算をつけたとか、うその内容を作り話で言って選挙応援する、選挙演説するというのは、それはオーケーだと考えておられるんですか。

○塚田副大臣　選挙応援において、いかなる場所においてでも事実と異なることを言うことは許されることではございません。したがいまして、そのことは本当に私自身反省をいたしておりますし、改めておわびを申し上げたいと思います。まことに申しわけありません。

○山井委員　私は、逆にこれはうそじゃないんだと思いますよ。本当のことを塚田副大臣はおっしゃったんじゃないですか。

これは、吉田博美参議院幹事長にも確かめないとだめですけれども、逆にこの発言が事実であって、それをまた事実と違うことを国会答弁したら、それこそ虚偽答弁になりますからね。

改めて塚田副大臣にお聞きますが、四月一日におっしゃったことが本当だったんじゃないんですか。それを、みんなから怒られて大問題になったから事実と異なっていると言っているけれども、改めて、政府の一員として国会答弁の重みを考えて答弁いただきたい。本当のことをおっしゃったんじゃないんですか。いかがですか。

○塚田副大臣　先ほども申し上げましたとおり、発言は、私が事実と異なる発言をしたということで間違いございません。吉田参議院議員に対しましても、誤った発言を私がしたことにより御迷惑をおかけしたというふうに思っております。申しわけございません。

○山井委員　いや、本当に申しわけないんだけれども、ちょっと納得できないんですよ。何で作り話をされたんですか。理解できないんですよ。

塚田副大臣、ちょっと表現が違うとかだったらいいけれども、全くこういう事実がなかったのに、大切な選挙応援演説でなぜ作り話をされたんですか。その理由をちょっと言っていただけませんか、理由を。

○塚田副大臣　繰り返しになりますが、私が事実と異なる発言をしたということでございまして、それについて

はおわびをするしかないと思っております。まことに申しわけございませんでした。
○山井委員　一言、理由を言ってもらえませんか、なぜうそをついたのかという理由を。
○塚田副大臣　当該会合の場において、私が本来発言できることではないことを申し上げたということでございます。大勢の皆様が集まる会の席でございましたので、私自身が我を忘れて誤った発言、事実とは違う発言をしたということで、まことに申しわけなく思っております。
○山井委員　私も、けさまでは法案審議をするつもりでしたので、お聞きしたいことはありますけれども、塚田副大臣にはここでお引取りをいただきたいと思います。
　ただ、今、統一地方選挙の最中ですけれども、自民党や政府の方々がうそをついて選挙演説をして票を集めようとしているとしたら、私たちはそんなことは絶対許せませんから、そのことは強く言いたいと思います。
　改めまして、これだけうそをつき、また、恐らく本当だったんだと思いますが、こういうそんたくな予算を組んでいるわけですから、辞任をすべきだと申し上げます。
　それでは、お引き取りください。
　それで、こういうふうに何党がどうとかというのじゃなくて、与野党関係なく、政治あるいは予算のつくり方というのは、本当に、利益誘導とか特定の党とか、特定の者とか特定の大臣とか、そういう人の影響ではなくて、国民の利益最優先でやらねばと思っております。
　そういう中で、今回、失踪された外国人労働者の報告書が出てまいりました。
　その中で、配付資料をごらんいただきたいんですけれども。配付資料の中の十五ページを見ていただけますか。
　話を本題に戻しますが、思い出していただきたいんですが、昨年末、私たちは、二千八百枚の失踪された技能実習生の聴取票、それを手写しさせていただきました、二千八百枚。この委員会でもやりました。
　一番びっくりしたのは、七割以上の方々が最賃割れだったんですね。ここの記述によると、この方も、月額給与が十万円、最賃割れ、そういうふうなことになっていた。だから、その計算からいうと、今回、五千人調査をされた、七割が最賃割れだったんだから、三千五百人ぐらいが最賃割れの疑いだろうと思っていたら、何と、今回の調査結果では、たった五十八人なんですね、最賃割れ。これは最賃割れが確定じゃないですよ。疑いのあるものだけで五十八人しかいない。ということは、百分の一ぐらいなんです。最賃割れの疑いのものが、ほとんど最賃割れの疑いになっていないわけなんです。
　そこで、きょうは政府参考人にもお越しをいただいておりますが、これは、本人にちゃんと意見聴取したんですか。まさか、事業主の帳簿だけを見て最賃割れじゃなかったと判断したんじゃないでしょうね。
　私、先ほども、失踪実習生弁護団の共同代表である指宿弁護士や、移住連という外国人の方々を支援する団体の代表の鳥井さんと話をしていましたけれども、基本的には、どんな違法な案件でも、ほぼ全て、台帳は最賃割れにはなっていないんですよ。台帳にはちゃんと最賃以上となっているんですよ。それはそうに決まっているんです。それはもう当たり前なんですよ。常識なんですよ。
　まさか、台帳だけをチェックして、技能実習生本人の聞き取りもせずに最賃割れじゃなかったと判断したんじゃないでしょうね。本人への聞き取り、いかがでしたか。
○丸山政府参考人　お答え申し上げます。
　今回の法務省でのプロジェクトチームの調査では、可能な限り賃金台帳やタイムカードといった客観的資料を入手して、実際に支払われた賃金の額などを調査したところでございます。
　その結果、今委員御指摘のとおり、三千五百六十人分の賃金台帳などを確認し、そのうち最低賃金以下の疑いを今回新たに認めたのが五十七人であったところです。
　ただ、それに加えまして、調査報告書にも書いてございますが、過去に聴取票に記載された方でまだ日本に残っていらっしゃる方、そのうちで連絡がとれる方、七十数名の方からは再度お話を聞いているところでございます。
○山井委員　本人に聞かなくて帳簿だけ見たら、それはもう、帳簿上は正しいのは常識じゃないですか。当たり前じゃないですか。
　これは、ちゃんと残りの方々にも、本国に帰国された方も含めて、連絡をとって再調査をしていただけません

か。

なぜならば、きょうの配付資料のラスト、二十二ページ、昨年の十二月五日の審議で根本厚労大臣はこう答弁されているんですね。二十一ページ、連絡がつく場合には遡及して未払い賃金を払う、それで、海外に送金するということまでおっしゃっているんです。それで、二十二ページを見ると、根本大臣は、法務省が徹底的に調査しますから、法務省で徹底した実態調査を行いますと。根本大臣は、今、法務省がしっかりとプロジェクトチームで徹底的に調査をしておりますと。徹底的に調査をしておりますと言いながら、当事者の人の話も聞かずに帳簿だけ見て、問題なかった。こんなのは調査になっていないじゃないですか。

これは、もう一回、連絡先を調べて、ベトナム、中国、連絡がつく方には、書面や、弁護士さんに手伝ってもらったり、通訳に手伝ってもらったりして、やり直してもらえませんか。

なぜならば、この調査の目的は被害者の救済なんでしょう。野党の書き写した聴取票では七割以上が最賃割れ、あるいは残業代未払いだったにもかかわらず、調査したら、ほとんどそういう人はいませんでした。これだったら調査になっていないじゃないですか。

やはり、帰国された方の連絡先を見つけて、その方々にも、どうですかということを確認していただけませんか。いかがですか。

〇丸山政府参考人　お答え申し上げます。

技能実習生の帰国後の連絡先につきましては、一般に、入手法等、関係法令上はこれを把握することが求められているものではございませんので、当庁として把握しているものではございません。

今回の調査は、受入れ機関における不正行為の有無を明らかにする目的で入管法等に基づいて実施した調査である上、その調査の結果によりましては、技能実習法令上の不正行為の認定につながる、あるいは労働関係法令違反等による刑事手続の対象となる可能性もございます。

このため、御指摘のような帰国後の元実習生に対する調査を行うこととした場合、相手国の主権の侵害ともとられ得ないことから、そのような調査を実施することについては慎重な検討が必要と考えております。

〇山井委員　何を言っているんですか。賃金未払いで、日本の国が違法行為をして、払うべきお金を払わずに本国に帰しておいて、調査しない、ヒアリングしないというのは、余りにも無責任です。全く調査になっていませんよ、これでは。

根本大臣、昨年十二月五日のときに法務省が徹底した調査をやると言ったけれども、やっていないじゃないですか、全然。おまけに、これは、聞くところによると、事前にこれから行きますよといって連絡した上で行っている。そんなことを事前にしたら、帳簿をきっちりそろえるに決まっているじゃないですか。だから、全くこれは調査になっていないんです。

根本大臣、十二月五日も、帰国した方にも送金して、連絡先がわかれば支払うとおっしゃっているんですから、私は十二月五日もここできつく言ったと思いますよ、最終責任者は根本大臣、そう言って二千八百人の聴取票をこの場でお渡ししましたよね、法務省がやらないのであれば、最賃割れの被害を救済する最終責任は根本大臣だと思います。

厚生労働省として、私がお渡しした二千八百人のこの徴取票、これは労基法違反、最賃割れの端緒であるわけですから、疑いがある人が数千人分の資料をお渡ししたわけですから、法務省が万一やらないのであれば、厚生労働省、労基署が乗り出してしっかりとヒアリングして調査して支払うべきじゃないですか、いかがですか。

〇根本国務大臣　この聞き取り票は法務省がつくって、そして、聞き取り票の内容をベースに法務省において、これは出入国管理機関ですから、この出入国管理機関等で事実関係を調査していただく必要があったために、法務省のプロジェクトチームで実態調査が行われているものと承知をしております。

やはりこれは、法務省がこの失踪聞き取り票を作成して、その上でプロジェクトチームで調査をしたわけですから、私は、基本的には法務省がしっかりと調査をしていただいて、その上で、我々、労働基準関係法令に違反する疑いのある事案、要は、法務省のプロジェクトチームが行った実態調査の結果、失踪した技能実習生について労働関係法に違反する疑いがある事実については、出入国管理機関等から都道府県労働局に通報されて、そして我々はそれを受けて対応するのが私は筋だと思います。

○山井委員　全く無法地帯じゃないですか。あれだけの議論を経て大問題になって、調べてみたら、最賃割れも労基法違反もほとんど摘発もできない。大問題だと思います。

おまけに、きょうも持ってきましたが、私たちが二千八百枚、これを書き写したけれども、それを情報開示請求したら、二千八百枚、真っ黒じゃないですか、これは。新制度になって状況は改善しているというけれども、こういう実態、無法地帯が、外国人だからといって、最賃割れだと訴えても、ろくな調査もされない。人権侵害です、これは。外国人差別ですよ。

そういう意味では、新制度になってこういう被害が減ったというのであれば、今後も、最新の新制度になってからのこの徴取票を、法務省、公表してください。それで本当に改善しているのかチェックさせてください。いかがですか。

○丸山政府参考人　お答えいたします。

御指摘のそもそも徴取票につきましては、入管法に違反して資格外活動等を行った失踪実習生から任意に聴取した情報を記載したものでございます。その聴取は、内容の公開を前提として行われてはおりません。その記載内容は、失踪者本人などの個人に関する情報そのものでございます。

したがって、聴取票の記載内容を広く開示することについては、自己が供述した内容が他人に知られるということが周知され、今後、調査や捜査への協力を得られなくなる可能性があるほか、個人の特定につながったり、失踪者本人のプライバシー等が損なわれるおそれもあるといった重大な問題があります。

そのため、聴取票は、本来、閲覧や公開には応じられない性質の文書と考えております。

○山井委員　何を言っているんですか。そういう議論を乗り越えて、でも、これを公表しないと実態がわからないということで公表させたんじゃないですか。今さら何を去年の十一月までさかのぼっているんですか、話を。これは当然公表せねばなりません。強く言います。

きょう、前半、ほかの質問をしたので時間がなくなりましたので、ちょっと十一ページに移ります。

今回の法案は介護予防のこととかも関係しておりますので、この四月一日に新たな告示が介護について出ましたので、一問、介護の質問をします。

十一ページにありますように、十月から二千億円の財源で介護職員、さらに、障害者福祉職員の処遇改善ということになったと思います。

この件は何回も私も根本大臣に質問しましたが、今回のこの処遇改善の中で、従来とは違って、事業所の裁量によって介護職員以外の一般職員の賃金引上げも可能になったという理解でよろしいですか。私はかねてからそれを要望しておりましたから。それとともに、このように一般の職員の賃上げも、事業所の判断で賃金引上げを十月からできる、これは、介護職員のみならず、障害者福祉職員においても同様でしょうか。そして、引き続き更に、今回の賃上げは低いですから、もっと引き上げるべきだと思いますが、根本大臣、いかがですか。

○根本国務大臣　今回の介護職員の処遇改善、これは、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指して、経験、技能のある介護職員に重点化をしました。あくまで介護職員のさらなる処遇改善を行う趣旨であります。そして、介護職員以外の職員についても、その趣旨を損なわない程度において処遇改善を行う柔軟な運用を認めることといたしました。

そして、要は、障害者福祉サービス事業所においても、介護事業所と同様に、障害福祉人材以外の職員に対しても処遇改善加算を充てて賃金改善を行うことが可能であります。

○山井委員　次は、四月一日から高度プロフェッショナルが導入されました。配付資料一ページにあります。この四月二日時点で、高プロは幾つの事業所、何人に適用されているのか。さらに、もしまだわかっていないのであれば、この一ページにありますように六カ月以内に状況報告することになっておりますので、状況報告がされたら、幾つの企業、何人に適用されたかということを公表すべきだと思いますが、いかがですか、質問通告してありますので。

○根本国務大臣　高度プロフェッショナル制度を導入する場合には、労働基準法に基づいて、労使委員会による決議をし、高度プロフェッショナル制度に関する決議届を所轄の労働基準監督署に届け出ることが必要であります。その意味で、当該労働基準監督署においては、決議届の件数を把握しております。

そして、制度の導入事業所数などについては今後取りまとめて把握する予定でありますが、現時点においては、制度の運用が開始されたばかりであり、取りまとめの時期、公表の内容等については今後検討していきたいと思います。

○山井委員　過労死を招くと大きな批判があったわけですから、早急に公表していただきたいと思います。

それともう一問、先週金曜日、実質賃金検討会の中間報告が出ました。この配付資料にも入れてありますように、今公表されている実質賃金は昨年プラスでしたけれども、多くのエコノミストは、共通事業所、同じ事業所で比べたらマイナスではないかという批判が出ておりまして、私たちもそう思います。しかし、中間整理案ではこれを当面公表しないとなっているんですけれども、統計委員会にこの中間整理案は報告したんですか。

なぜならば、先週金曜日の議論の中でも、総務省統計委員会が共通事業所系列を景気指標としての伸び率として重視すべきと言っているのに、その考え方に関して異を唱えるような発言がたくさん出て、統計委員会の共通事業所の伸び率を重視するという見解と、実質賃金検討会の意見が異なっているんですね。

ついては、この中間整理について、統計委員会にいつ報告したのか、そして統計委員会はどう言っているのか、あるいは、今後、いつ報告するのか、そしていつまでに実質賃金を公表するのか、お答えください。

○根本国務大臣　三月二十九日に中間整理が取りまとめられました。私も山井議員とは随分議論をさせていただいて、そして、この共通事業所をめぐるさまざまな統計的な観点からの課題、問題があるということが指摘されている。その辺の課題、問題があるということは中間的整理において具体的に指摘をされております。

そして、三月六日の統計委員会では、検討会の資料をベースに共通事業所の賃金の実質化について検討を行っている旨を説明し、西村委員長から、統計委員会としては何らの議論をする予定はないと言われているところであります。

今後とも、必要に応じ、統計委員会への説明なども検討していきたいと思いますが、この中間整理について今さまざまな課題、問題が指摘されておりますので、これからもこの検討会でさまざまな課題そして論点を煮詰めて、今いろいろと検討会でさらなる詰めをやっていっているところでありますので、その検討会の結果を待ちたいと思っております。

○山井委員　時間が来ましたので終わりますが、早急に中間整理について統計委員会に報告していただくとともに、この健康保険法の改正の一つの大きなポイントは外国人労働者の医療や人権の問題でありますが、その大前提となる人権侵害の実態に関して法務省は全くずさんな調査だということは強く抗議して、終わります。

ありがとうございました。